

静岡福祉大学における障害学生の支援に関する指針

制定 平成 30 年 11 月 1 日

1 趣旨

この指針は、静岡福祉大学（以下「本学」という。）が建学の精神及び教育理念に則り、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下「対応指針」という。）に基づいて、障害を理由とする差別解消に取り組み、障害の有無にかかわらず平等に教育・研究に参加・活動できるよう機会の確保に努めるとともに、その学生生活に対して適切な支援を図るために必要な事項を定めるものである。

2 定義

(1) 障害学生

障害学生とは、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、すなわち「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、かつ本学に入学を希望する者及び在籍する学生（研究生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生及びキャリアデザイン・カレッジ生を含む。）をいう。

(2) 合理的配慮

合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」第 2 条に規定する、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

3 責務

- (1) 学長は、障害学生の権利及び利益を保障していくために、全学的な支援を推進するための具体的な方策を講じるように努めなければならない。
- (2) 学部長・学科長は、本学が取り組む具体的な支援について積極的に実施・指導するように努めなければならない。
- (3) 教職員は、合理的配慮を行い、具体的な支援の実施に努めなければならない。
- (4) 学生支援総合センター（以下「センター」という。）は、障害学生の相談又は支援の窓口として、アドボケイト（権利等を代弁する役割）を果たすよう努めなければならない。センターの支援業務等は、静岡福祉大学学生支援総合センター規程に基づくものとする。

4 支援の対象

(1) 対象者の範囲

支援の対象者は、障害学生のうち、本人、本人の保護者等が支援を受けることを希望

する者又はその他センター長が支援を必要と認める者。(以下「支援障害学生」という。)

(2) 支援の条件

障害者手帳や医師の診断書等を提示すること。ただし、提示することが困難な場合はこの限りではない。

(3) 支援の範囲

- ①入学試験、授業、課外授業（実習等を含む）、学校行事、課外活動（サークル活動等を含む）、就職活動等に関する全ての事項。
- ②上記とは直接に関係しない学生の活動や生活面への配慮（通学、学内介助）に関する事項。

5 支援の方針

(1) 事前的改善措置

本学は、学内規程、組織等を含むハード・ソフトの両面での環境の整備に努める。ただし、本学が過重な負担に当たると判断した場合には、支援障害学生等に対して理由を説明して理解を求め、他の実現可能な措置を提案することがある。

(2) 建設的対話

本学は、支援障害学生の意思を尊重しつつ、当該支援障害学生と本学が相互に現状を把握し、共通理解を図った上で、より適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いを行う。

(3) 情報公開

障害者差別解消法等に基づき、本学における支援障害学生の支援体制に関する規程等の公表に努める。

(4) 連携

本学は、支援障害学生の家族・保護者とも協力し合い、必要に応じて学外の関係機関及び専門職との連携を図る。

(5) 啓発

本学は、支援障害学生への差別や不利益を生まないキャンパスをめざし、全ての大学構成員に対して継続的に研修等を行う。

(6) 個人情報保護

支援障害学生を支援する上で知り得た個人情報は、「学校法人静岡精華学園個人情報の保護に関する規程」及び「静岡福祉大学個人情報保護管理要綱」により厳重に管理する。第三者に情報の開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとする。ただし、支援障害学生の支援を行うために学外の関係機関等との連携が必要と判断した場合は、守秘義務を遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行う。

6 支援の手続きとその過程

相談、合理的配慮の可否の検討、支援内容の決定に関する過程は、次のとおりとし、関係機関の支援過程等については、別紙（図1）のとおり定める。

- (1) 支援障害学生に対する支援は、原則として本人及び保護者等と大学との間で十分な合意形成・共通理解を図った上で決定する。
- (2) 成績評価については、障害の有無・程度にかかわらず学内基準に基づいて公平に行う。

7 履修等における配慮事項

本学における「合理的配慮」に基づく支援内容は、次の事項とする。ただし、支援を要する学生本人の意思を尊重しつつ、障害の特性や状態像に応じて支援内容を検討する。

(1) 履修上の配慮

①講義等の記録の代替

ノートテイク、録音（科目担当教員の事前了解が必要な場合がある）。

②教材へのアクセシビリティ

教科書・教材の代替フォーマット（点字、拡大文字、電子テキストファイル等の製作、映像資料の文字起こし、字幕付け等）

③試験等への配慮

別室受験、試験時間の調整、代筆、代読、パソコンの使用等

④音声言語へのアクセシビリティ

パソコン等への支援機器の利用、手話通訳・要約筆記（支援機関への派遣依頼）等。

⑤校舎等へのアクセシビリティ

教室、図書館、実験室等の学内諸施設全般。

⑥技術支援による自立サポート

音声読み上げソフト、ICレコーダー、拡大カメラ、補聴器・耳栓の使用等。

⑦実験・実習の補助

実習可能施設の選定、実習時間の調整等。

⑧心理的・精神的な配慮

音や光の刺激に対する座席の移動、カーテンの開閉等。講義中の服薬や水分摂取。文書・板書等によるわかりやすい視覚的情報の提供。緊張緩和のための座席の優先指定。

⑨その他センター長が必要と認める配慮

(2) 入学試験等の配慮

大学入試センター試験の「受験上の配慮」に準拠し、必要な支援を行う。

(3) 就職支援

支援障害学生を対象としたキャリア・就職支援、及び外部支援機関（障害者相談支援専門員等）との連携による支援を行う。

8 不服申立て

支援障害学生等は、本学が提供した支援内容に疑義や不服がある場合は、学生支援総合センターを通じて、本学に申立てすることができる。

学長は、支援障害学生等より不服申立てがあった場合には、建設的対話により速やかに解決に努めなければならない。

静岡福祉大学における障害学生の修学支援過程 (赤字は履修上の過程)

148-54

